

工事請負随意契約結果(特名随意契約)

大阪市立総合医療センター

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	総合医療センター 2発電機駆動用ガスエンジン整備工事	諸設備工事	大阪ガス(株)	6,300,000	平成24年5月28日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
2	総合医療センター自動扉部分更新工事	諸設備工事	ナブコドア(株)	4,956,000	平成24年10月10日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
3	総合医療センターボイラ及び付属設備整備工事	諸設備工事	(株)高尾鉄工所	4,644,150	平成24年11月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
4	総合医療センター空気調和設備等自動制御機器整備工事	給排水衛生 冷暖房工事	アズビル(株)	6,895,350	平成24年11月21日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
5	排水処理設備(除害施設)維持に伴う機器の修繕	給排水衛生 冷暖房工事	アーパス技研工業(株)	2,677,500	平成25年1月28日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
6	総合医療センター小型搬送設備整備工事	諸設備工事	(株)S & Sエンジニアリング	4,158,000	平成25年2月6日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	

上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

1

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

総合医療センターNO.2 発電機駆動用ガスエンジン整備工事

### 2 契約の相手方

大阪ガス株式会社

### 3 随意契約理由

本センターのコ・ジェネレーションシステム（排ガス等を有効利用して他のエネルギーに変換するシステム）は大阪ガス株式会社が独自の設計によりシステム構築し、製作されたものである。

今回、整備するガスエンジンは上記システムの一部機器であり、取替部品、機材の選定や整備方法については、設備の機能を維持するためにシステム全般を総合的に十分把握した上で行わなければならない。

また既設機器と今回整備する機器とは一体となって性能を発揮するものであり、既存機器等に著しい支障が生じることなく整備が実施出来るのは大阪ガス株式会社のみである。

上記の理由により、大阪ガス株式会社を選定する。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

病院局総務部経営課（施設管理）（電話番号 06 - 6929 - 3671）

## 随意契約理由書

### 1. 工事名称

総合医療センター自動扉部分更新工事

### 2. 契約相手方

ナブコドア株式会社

### 3. 随意契約理由

本件は、大阪市立総合医療センターに設置されている自動扉の主要部分の更新を行うものである。

本院には約90台の自動扉が設置され、衛生及び患者サービスに寄与している。これらを良好な状態に維持するためには、計画的かつ定期的に老朽化した部品の更新が必要である。

本工事の自動ドア装置の更新を行うためには未更新部分の規格と整合する必要がある。これら規格は自動ドア製作会社独自のものである。

そのため、既設自動ドア装置の製作会社であるナブテスコ株式会社製の規格を採用する必要があり、上記製作会社の西日本地区における唯一の代理店であるナブコドア株式会社以外では施工する能力を有しないので、ナブコドア株式会社を選定する。

### 4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5. 担当部署

病院局総務部経営課（施設管理）（電話番号 06-6929-3671）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

総合医療センターボイラ及び付属設備整備工事

### 2 契約の相手方

株式会社高尾鉄工所

### 3 随意契約理由

本ボイラ及び付属設備は平成5年12月に株式会社高尾鉄工所が独自の技術・設計により、一括責任施工で竣工したものである。

整備については本設備特有の構造、機器、取替部品に加え整備方法等総合的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、既設機器と密接不可分の関係から、既存機器等に著しく支障が生じる恐れがあること、また、整備後の性能、作動状態、耐寿命に対して保障することが出来ないことから、本設備の整備が出来る業者は株式会社高尾鉄工所のみである。

上記の理由により、株式会社高尾鉄工所を選定する。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

病院局総務部経営課（施設管理）（電話番号 06 - 6929 - 3671）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

総合医療センター空気調和設備等自動制御機器整備工事

### 2 契約の相手方

アズビル株式会社

### 3 随意契約理由

空気調和設備等の自動制御機器はアズビル株式会社が独自の技術により設計及びシステム構築し、制御部品等も含めて製作されたものである。このため他社による取替、調整は不可能である。

上記の理由により、アズビル株式会社を選定する。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

病院局総務部経営課（施設管理）（電話番号 06 - 6929 - 3671）

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

排水処理設備（除害施設）維持に伴う機器の修繕（建物修繕）

### 2 契約業者

アーパス技研工業株式会社

### 3 随意契約理由

排水処理設備は、病院からの感染系排水、検査系排水、人工透析排水等を下水道放流前に中和・滅菌処理する設備である。

同設備はアーパス技研工業株式会社が設計したもので、製作から据付まで同社の一括責任施工により設置されたものである。

修繕には同社のみしか知りえない技術情報が必要で、同社以外は施行する能力を有しない。

以上から、アズビル株式会社を選定する。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

病院局総務部経営課（施設管理）（電話番号 06 - 6929 - 3671）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

総合医療センター小型搬送設備整備工事

### 2 契約の相手方

株式会社S & S エンジニアリング

### 3 随意契約理由

小型搬送設備は株式会社S & S エンジニアリングが独自の技術により設計及びシステム構築し、制御機器等も含めて製作されたものである。このため他社による更新、調整は不可能である。

上記の理由により、株式会社S & S エンジニアリングを選定する。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

病院局総務部経営課（施設管理）（電話番号 06 - 6929 - 3671）